

令和元年度 第1回奈良県道路メンテナンス会議

日時：令和元年7月19日（金）
10時00分～10時30分

議事次第

1. 開会
2. 議事
 - (1) 規約について
 - (2) 平成30年度点検結果の速報について
 - (3) 判定区分Ⅳの構造物の対応状況について
 - (4) 2巡目（令和元年度～令和5年度）の点検計画について
 - (5) 平成30年度奈良県道路メンテナンス会議活動報告
 - (6) 令和元年度奈良県道路メンテナンス会議活動計画（案）
3. 閉会

スクリーン

(随 行 者 席)

NEXC ○ 西日本	NEXC ○ 西日本	奈良市 高田市	大和 郡山市	天理市 橿原市	桜井市 五條市	御所市 生駒市	香芝市 葛城市	宇陀市 山添市	平群市 三郷町
------------------	------------------	------------	-----------	------------	------------	------------	------------	------------	------------

副 知 事

斑鳩町	安堵町	川西市	三宅町	田原本 町	菅爾村
-----	-----	-----	-----	----------	-----

(随 行 者 席)

東吉野 村	川上村	上北山 村	下北山 村	十津川 村	野迫川 村	下市町	大淀町	吉野町	河合町	広陵町	王寺町	上牧町	明日香 村	高取町	御杖村
----------	-----	----------	----------	----------	----------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----------	-----	-----

(随 行 者 席)

事務局 (奈良県道路管理課) (奈良国道事務所)	(近畿地方整備局)	(報 道 席)
-----------------------------	-----------	-----------

(出 入 口)

(出 入 口)

令和元年度 第1回
奈良県道路メンテナンス会議

令和元年7月19日

「奈良県道路メンテナンス会議」規約

(名称)

第1条 本連絡協議会は、「奈良県道路メンテナンス会議」（以下、「本会議」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会議は、インフラの老朽化対策が社会的な課題となっていることに鑑み、道路法第28条の2の規定に基づき設置するもので、道路インフラの機能を適切に維持し道路交通の安全・安心を確保するため、奈良県内の各道路管理者が、道路インフラの維持管理についての情報共有や課題解決への連携を深めることを目的とする。

(対象施設)

第3条 対象施設は、本会議を構成する団体が管理する奈良県内の道路とする。

(業務)

第4条 本会議は、その目的を達成するため、対象施設の点検、維持修繕計画の策定、修繕工事の実施について情報共有、相互の支援、補完、協力に関する協議・調整を行う。

(構成)

第5条 本会議は、別表一に掲げる者をもって構成する。

(会長、副会長)

第6条 会長は、国土交通省近畿地方整備局奈良国道事務所長がこれにあたる。
2 副会長は、奈良県県土マネジメント部道路管理課長がこれにあたる。
3 会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。

(協議会)

第7条 会議の開催は、必要に応じ会長が招集する。構成員は、本務のためやむを得ない場合は代理人を出席させることができる。
2 会議の議長は、会長が務める。
3 会長が必要と認めた場合は、会長が指名する者を参加させることができる。
4 会議における議決は、出席者の多数決によることを原則とする。

(書面評決)

第8条 本会議において議決が必要な場合、会長の判断により、会議を開催せず書面評決により議決することができる。

(幹事会)

第9条 協議会に提案する必要な事項について協議又は調整するため、会議に幹事会を置く。
2 幹事会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(道路鉄道連絡会議)

第10条 鉄道を跨ぐ全ての道路橋等の適切な定期点検及び修繕工事（耐震補強工事を含む）を計画的かつ効率的に進められるよう、会議に道路鉄道連絡会議を置く。
2 道路鉄道連絡会議の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第11条 本会議の事務局は、近畿地方整備局奈良国道事務所管理第二課及び奈良県県土マネジメント部道路管理課に置き、運営にあたって互いに協力するものとする。

(雑則)

第12条 この会則に定めるもののほか、本会議の運営に必要な事項については、その都度協議して定めるものとする。

(付則)

この規約は、平成26年4月 1日から適用する。

この規約は、平成26年6月18日から適用する。
この規約は、平成28年2月 3日から適用する。
この規約は、平成29年2月 9日から適用する。
この規約は、平成29年7月19日から適用する。
この規約は、平成30年7月27日から適用する。
この規約は、平成31年4月 1日から適用する。

別表－1
奈良県道路メンテナンス会議

構成員

団体名	構成員	備考
国土交通省近畿地方整備局 奈良国道事務所	奈良国道事務所長	会長
奈良県県土マネジメント部	道路管理課長	副会長
奈良市	建設部長	
大和高田市	環境建設部長	
大和郡山市	都市建設部長	
天理市	建設部長	
橿原市	まちづくり部長	
桜井市	都市建設部長	
五條市	都市整備部長	
御所市	環境建設部長	
生駒市	建設部長	
香芝市	都市創造部長	
葛城市	都市整備部長	
宇陀市	建設部長	
山添村	農林建設課長	
平群町	都市建設課長	
三郷町	環境整備部長	
斑鳩町	都市建設部長	
安堵町	事業部門理事	
川西町	事業課長	
三宅町	まちづくり推進部長	
田原本町	産業建設部長	
曾爾村	地域建設課長	
御杖村	産業建設課長	
高取町	事業課長	
明日香村	地域づくり課長	
上牧町	都市環境部長	
王寺町	地域整備部長	
広陵町	事業部長	
河合町	まちづくり推進部次長	
吉野町	暮らし環境整備課まちづくり振興室長	
大淀町	建設環境部長	
下市町	建設課長	
黒滝村	林業建設課長	
天川村	産業建設課長	
野迫川村	建設課長	
十津川村	建設課長	
下北山村	産業建設課長	
上北山村	建設課長	
川上村	林業建設課長	
東吉野村	地域振興課長	
西日本高速道路株式会社関西支社	阪奈高速道路事務所 副所長	
西日本高速道路株式会社関西支社	大阪高速道路事務所 副所長	

オブザーバー

国土交通省近畿地方整備局	道路部 道路保全企画官	
国土交通省近畿地方整備局	道路部 道路構造保全官	
国土交通省近畿地方整備局	道路部 地域道路課長	

事務局

国土交通省近畿地方整備局 奈良国道事務所	管理第二課	
奈良県県土マネジメント部	道路管理課	

[橋梁]奈良県内の平成30年度点検結果速報

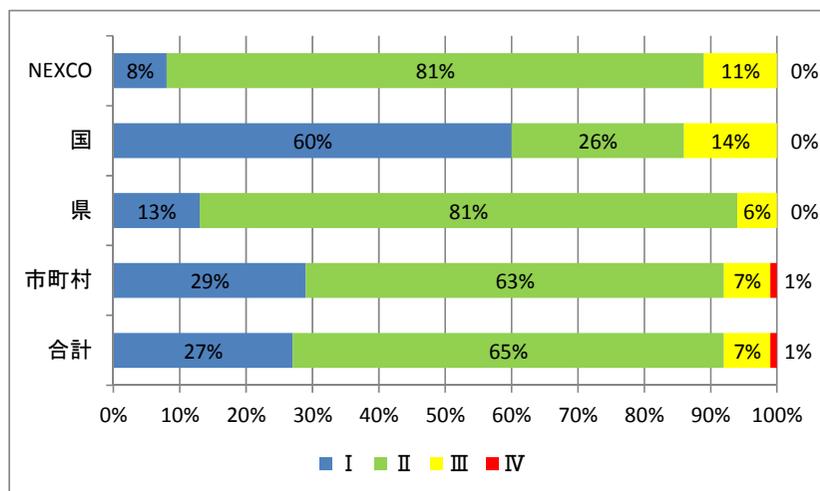
資料2

○平成30年度については、判定区分Ⅳ(緊急に措置を講ずべき状態)は9橋(1%)、判定区分Ⅲ(早期に措置を講ずべき状態)は161橋(7%)、判定区分Ⅱ(長期的な修繕コスト低減の観点から措置を講ずることが望ましい状態)は1,451橋(65%)

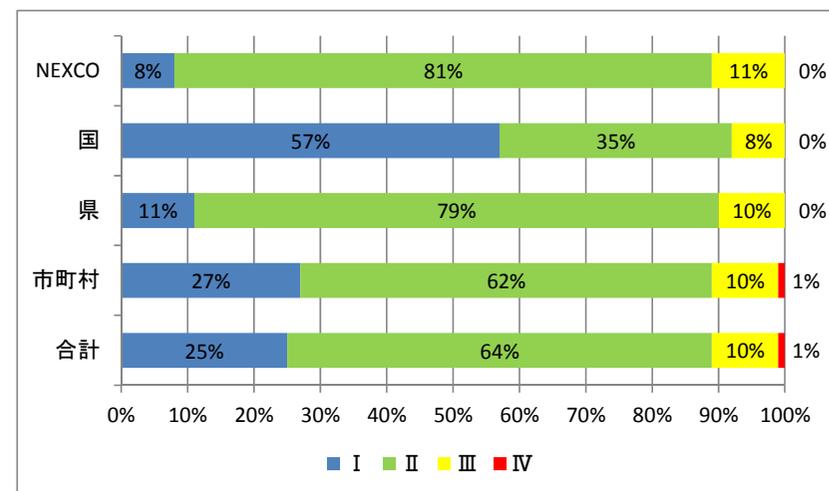
管理者	全施設数	点検済数 (H26~H30)	H30点検結果				5年間(一巡目:H26~H30)点検結果			
			I	II	III	IV	I	II	III	IV
NEXCO	131	117	3	29	4	0	9	95	13	0
国	468	458	38	16	9	0	262	159	37	0
県	2,340	2,340	59	369	29	0	251	1,866	223	0
市町村	6,979	6,979	490	1,037	119	9	1,911	4,318	724	26
合計	9,918	9,894	590	1,451	161	9	2,433	6,438	997	26

※全施設数には、供用2年未満の新規橋梁施設を含むため、点検済数とズレがある場合があります

■H30点検の判定区分



■5年間の判定区分



※%の合計は四捨五入の関係から100%にならない場合があります

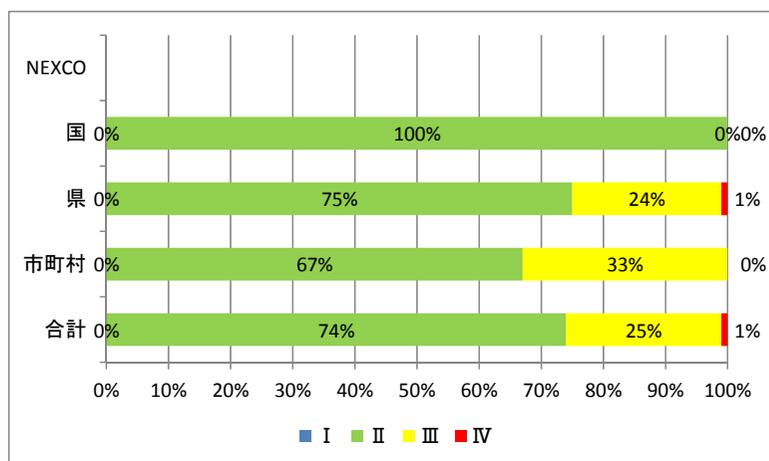
[トンネル] 奈良県内の平成30年度点検結果速報

資料2

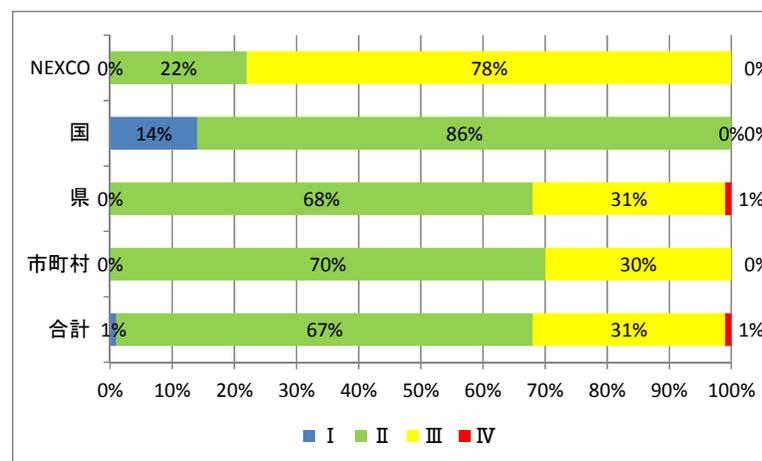
○平成30年度の奈良県内のトンネル点検においては、判定区分Ⅳ（緊急に措置を講ずべき状態）は1本（1%）、判定区分Ⅲ（早期に措置を講ずべき状態）は22本（25%）、判定区分Ⅱ（長期的な修繕コスト低減の観点から措置を講ずることが望ましい状態）は64本（74%）

管理者	全施設数	点検済数 (H26~H30)	H30点検結果				5年間(一巡目:H26~H30)点検結果			
			I	II	III	IV	I	II	III	IV
NEXCO	9	9	0	0	0	0	0	2	7	0
国	7	7	0	2	0	0	1	6	0	0
県	133	133	0	50	16	1	0	91	41	1
市町村	40	40	0	12	6	0	0	28	12	0
合計	189	189	0	64	22	1	1	127	60	1

■H30点検の判定区分



■5年間の判定区分



※%の合計は四捨五入の関係から100%にならない場合があります

[その他大型構造物]奈良県内の平成30年度点検結果速報

資料2

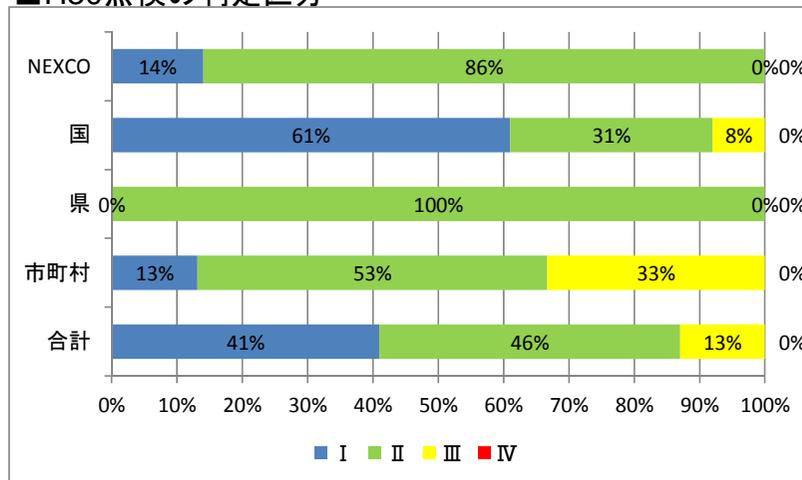
※その他大型構造物・・・横断歩道橋、門型標識、大型カルバート、シェッド

○平成30年度については、判定区分Ⅳ(緊急に措置を講ずべき状態)は該当なく、判定区分Ⅲ(早期に措置を講ずべき状態)は8基(13%)、判定区分Ⅱ(長期的な修繕コスト低減の観点から措置を講ずることが望ましい状態)は28基(46%)

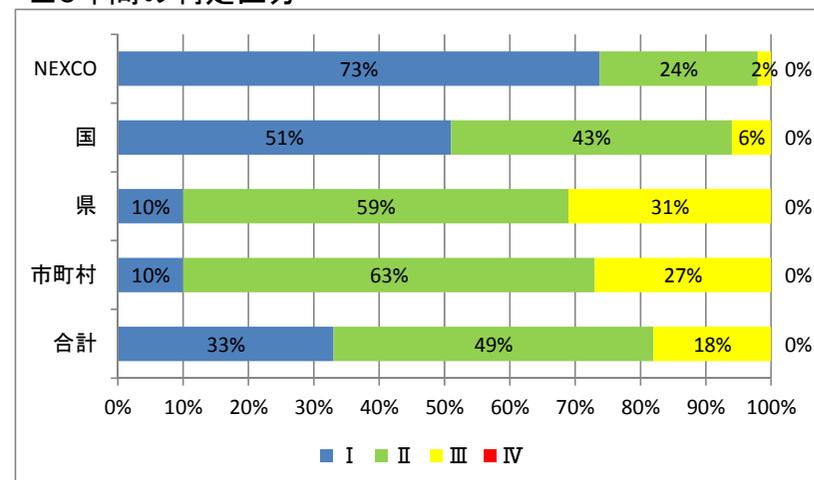
管理者	全施設数	点検済数 (H26~H30)	H30点検結果				5年間(一巡目:H26~H30)点検結果			
			I	II	III	IV	I	II	III	IV
NEXCO	61	45	1	6	0	0	33	11	1	0
国	120	120	22	11	3	0	61	52	7	0
県	121	121	0	3	0	0	12	71	38	0
市町村	52	52	2	8	5	0	5	33	14	0
合計	354	338	25	28	8	0	111	167	60	0

※全施設数には、供用2年未満の新規橋梁施設を含むため、点検済数とズレがある場合があります

■H30点検の判定区分



■5年間の判定区分



※%の合計は四捨五入の関係から100%にならない場合があります

[橋梁] 判定区分Ⅳの対応状況

資料3

- 平成30年度の点検の結果、9橋についてⅣ判定と診断。(奈良市 3橋 宇陀市 5橋 御杖村 1橋)
- 平成30年度まで(5ヶ年)の点検の結果、県内で26橋がⅣ判定。
- Ⅳ判定のうち、4橋が修繕を実施し、交通開放済。1橋は路線廃止、21橋は通行止め中。
- 通行止め21橋のうち、「修繕予定」が2橋、利用者が少ない4橋は「撤去予定」、残る15橋は「方針検討中」

市町村名	Ⅳ判定橋梁数	修繕により 交通開放済	路線 廃止	通行止め中	通行止め中		
					修繕予定	撤去予定	方針検討中
十津川村	12	2		10	1	4 { 1:地元了承 3:地元協議中	5
五條市	1			1			1
広陵町	1	1					
三郷町	1		1				
平群町	1			1			1
香芝市	1	1					
奈良市	3			3			3
宇陀市	5			5			5
御杖村	1			1	1		
計	26橋	4橋	1橋	21橋	2橋	4橋	15橋

(通行止め中21橋の内訳)

- ・ 管理者別では、十津川村が10橋、宇陀市が5橋、奈良市が3橋、五條市、平群町、御杖村が各1橋。
- ・ 今後の方針は、修繕予定が2橋、撤去予定が4橋(1橋:地元了承、3橋:地元協議中)、方針検討中が15橋

※予算状況等により今後変わらう

[橋梁] 判定区分Ⅳの対応状況

資料3

○ **Ⅳ判定の橋梁については、緊急措置(通行止め)や応急対策を実施。(H31. 2末時点)**

管理者	施設名	路線名	建設年	損傷の具体的内容	措置内容	点検実施年度
十津川村	滝之穴橋	村道滝之穴線	1961	橋面(木床版)の腐朽、吊索の破断	交通開放済(修繕工事完了)	H27
	和平橋	村道和平線	1942	主索の一部断線		H27
	大野出合橋	村道高滝小川線	1960	主索の一部断線	通行止め中(修繕予定)	H27
	池穴橋	村道池穴中原線	1931	主索の一部断線	通行止め中(方針検討中) 地元協議中	H27
	大桧曾橋	村道大桧曾線	1963	主索の腐食、主索定着部の腐朽(構造的問題)		H27
	田戸橋	村道瀬線	1971	主索の一部断線		H27
	猿飼橋	村道平谷猿飼線	1945	主塔の変形、支承部の亀裂		H27
	湯之原橋	村道湯之原舟谷線	1934	橋面(木床版)の腐朽、耐風索の破断		H27
	中井傍示橋	村道沼田原・中井傍示線	1940	橋面(木床版)の腐朽	通行止め中(撤去予定) 地元了承	H28
	中原橋	村道池穴中原線	1945	橋面(木床版)の腐朽、吊索、耐風索の破断	通行止め中(撤去予定) 地元協議中	H27
	旧川津大橋	村道川津線	1960	橋面(木床版)の腐朽		H27
	宇無川橋	村道宇無川線	1949	主索アンカーブロックの欠損、橋面(木床版)の腐朽		H28
五條市	下田橋	壺安寺8号線	1945	下部工一部ひび割れ、鉄筋露出	通行止め中(方針検討中)	H27
広陵町	屋敷下橋	百済61号線	不明	上部工主桁の一部である石桁に亀裂による破断が生じている。	交通開放済(応急対策を実施) R1修繕工事実施予定	H27
三郷町	信電橋	立野2号線	不明	石積式橋台の崩壊	路線の廃止	H28
平群町	樺原1号橋	北樺原・西向196号線	不明	主桁と床板の分離	通行止め中(方針検討中)	H28
香芝市	無名橋21	4-22号線	不明	下部工の変状、先掘	交通開放済(応急対策を実施) 本復旧に向けて、近接する近鉄と協議中	H28
奈良市	無名橋351	市道東部第79号線	不明	主桁(H形鋼)の腐食により床版が沈下	通行止め中(方針検討中)	H30
	無名橋355	市道東部第88号線	不明	石柱桁の脱落		H30
	無名橋361	市道東部第362号線	不明	道路側橋台の崩落による桁の沈下		H30
宇陀市	オクタニ橋	市道旧長瀬滝谷線	不明	主桁(木橋)の腐朽	通行止め中(方針検討中)	H30
	奥ノ谷3号橋	市道宮奥針道線	1955	主桁(木橋)の腐朽		H30
	イタ橋	市道菟田野124号線	不明	橋面(木床版)の腐朽		H30
	藤田橋	市道菟田野317号線	不明	橋面(木床版)の腐朽		H30
	カマクラ橋	市道下笠間茶臼山線	不明	主桁(木橋)の腐朽		H30
御杖村	畑井小橋	村道畑井線	1968	下部工の変状(傾倒)により上部工が不安定	通行止め中(修繕予定)	H30

※予算状況等により今後変わります

[トンネル] 判定区分Ⅳの対応状況

平成30年度点検 Ⅳ判定トンネル(国道169号 高原トンネル)



【高原トンネル】

- ・平成8年完成
- ・L=495m
- ・NATM工法
- ・1300台/日 程度
- ・施工者:大滝ダム工事事務所

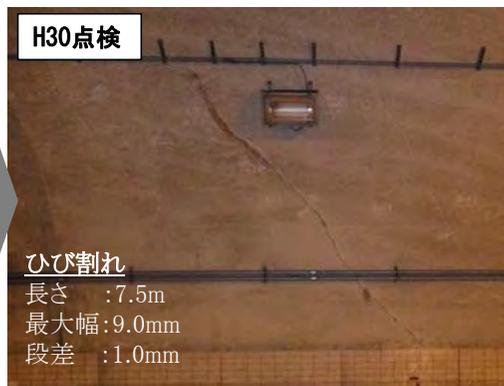
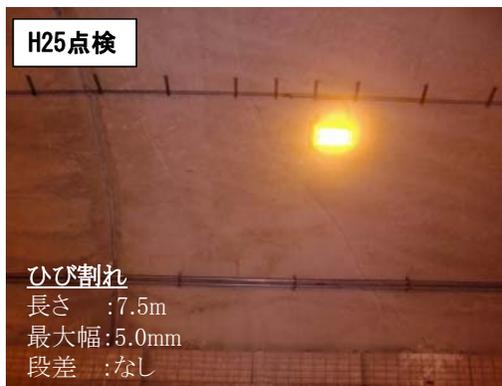
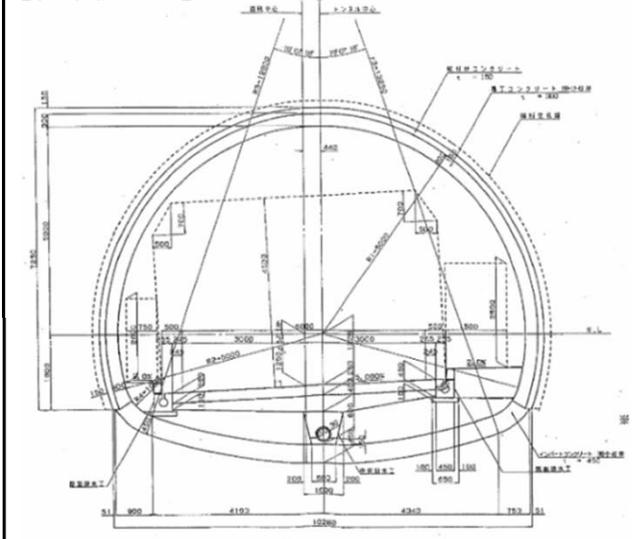
【経緯】

- ・H25 第1回点検
 - ・構造物の機能に支障が生じていない
- ・H30 第2回点検
 - ・せん断クラック (段差のあるクラック)を複数確認
 - ↓
 - ・通行止め



イメージ図

【標準横断面図】



・これまでの経緯

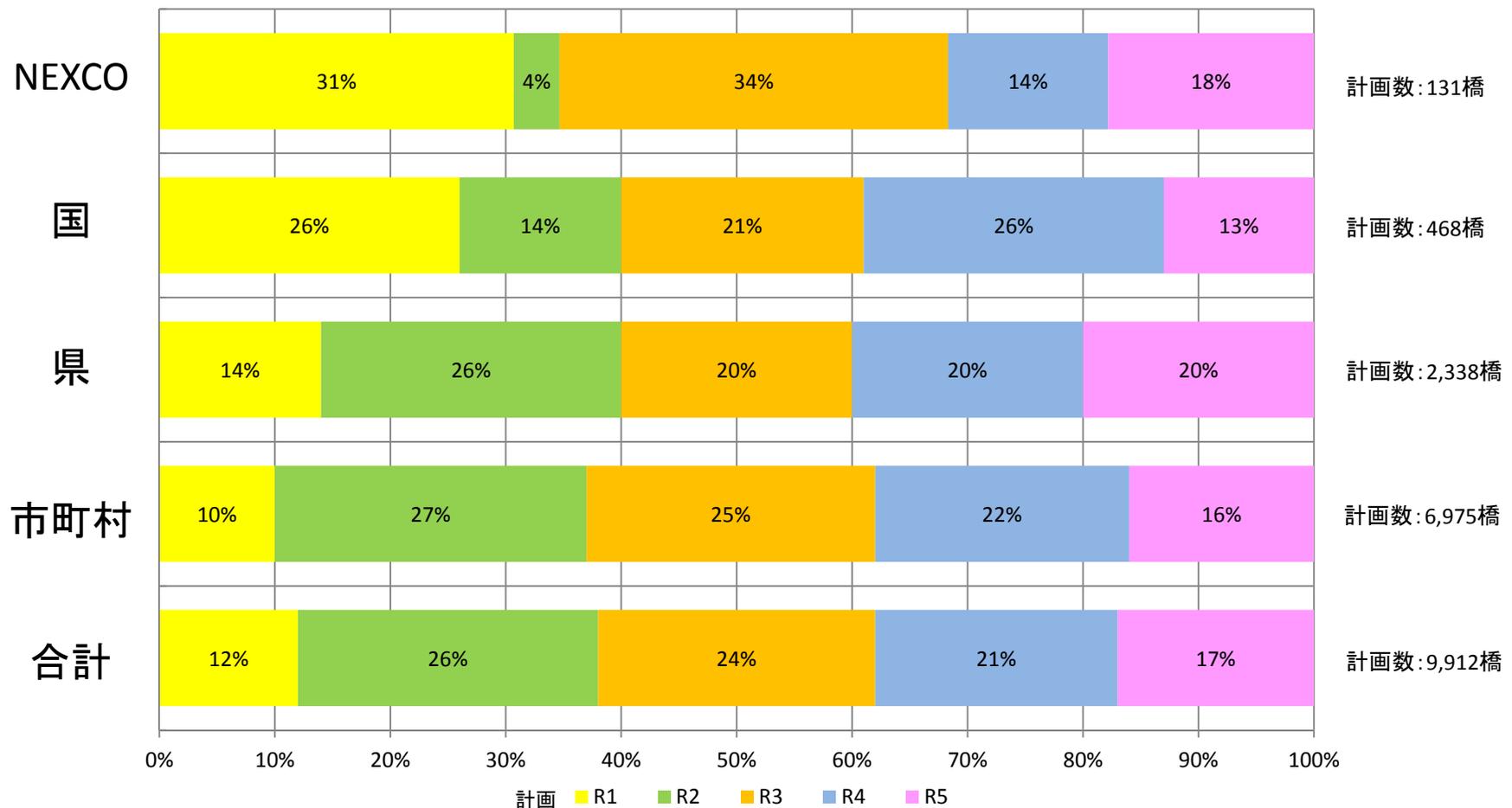
- H30. 12. 1 通行止め
- 12. 18 安全対策検討会(第1回)
- H31. 2. 1 応急対策着手
- 2. 19 安全対策検討会(第2回)
- 3. 15 安全対策検討会(第3回)
- 4. 17 暫定交通解放



[橋梁] 奈良県内の二巡目の点検計画について 資料4

橋 梁

※施設数ベース

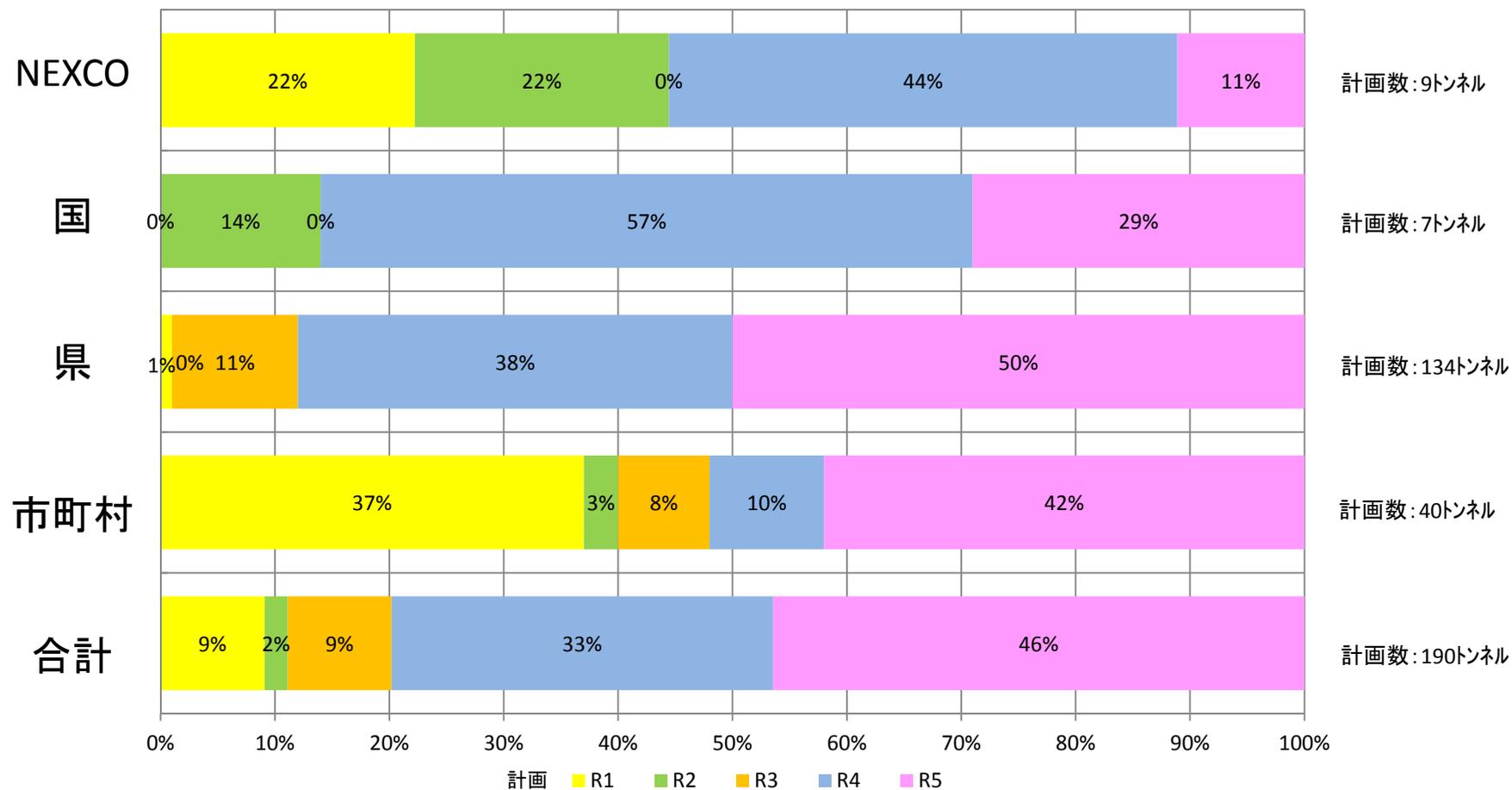


[トンネル]奈良県内の二巡目の点検計画について

資料4

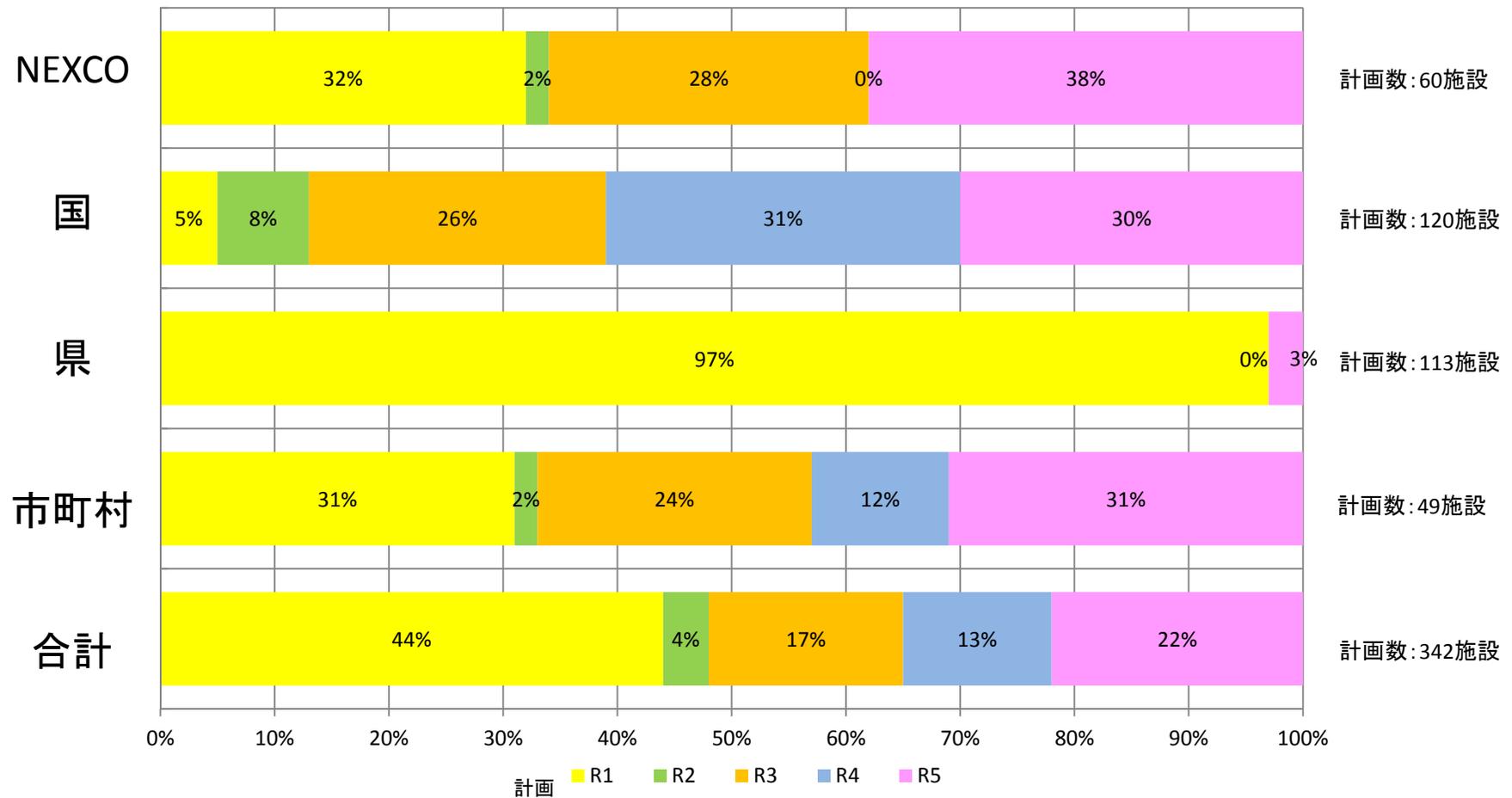
トンネル

※施設数ベース



その他の大型構造物

※施設数ベース



平成30年度奈良県道路インフラ維持管理連絡協議会 活動報告 資料5

H30	道路インフラ協議会	道路鉄道連絡会議	跨道橋連絡部会	支援研修など
4月				
5月				
6月				
7月	7/27 H30 第1回 インフラ協議会			
8月				
9月				
10月				
11月	11/19 第6回 幹事会		11/19 第5回 跨道橋連絡部会	
12月		確認書変更 に向けた調 整		12/20 老朽化した橋梁の現地研修会 (奈良市・飯合橋)
1月				
2月				2/8 橋梁メンテナンス会議研修会 2/19 技術相談会(天川村)
3月	3/22 H30 第2回 インフラ協議会	3/22 道路鉄道連絡会議		

維持管理に関する必要な知識及び点検・診断に関する必要な知識の習得を目的として、**各種研修を実施。**

橋梁メンテナンス研修会を開催

道路管理課



開催日時:平成31年2月8日(金) 13:30~17:00

- 県及び市町村職員の技術力向上を目的に「平成30年度 橋梁メンテナンス研修会」を開催しました。
- 県土木事務所職員、20市町村、道路管理課の職員を含め、総勢45名の参加がありました。
- 平成26年3月に道路法施行規則の一部が改正され、橋・トンネル・その他大型構造物の5年に1度の近接目視による定期点検が義務化されました。平成30年度は5年目に当たり、全施設の定期点検が完了します。今後は、点検により判明した老朽化した施設を確実に補修していく必要があります。
- 今回の研修会では、橋梁定期点検の内容以外に、「一般社団法人 近畿建設協会」及び「一般財団法人 災害科学研究所」のご協力のもと橋梁補修に関する内容のご講演をいただきました。



(一財)災害科学研究所 幹事
(株)奥村組 守屋様



(一財)災害科学研究所 副幹事長
(株)駒井ハルテック 江頭様



(一社)近畿建設協会 技術アドバイザー
近畿大学 理工学部 東山教授

講習会を終えて

- ✓ 道路管理課では、市町村支援・技術支援を行っており、今回の研修会では、橋梁の維持管理に従事される方に多く参加いただきました。
- ✓ 今後も研修等を開催し、技術的な支援を行いますので、多くのご参加をお願いします。

老朽化した橋梁の現地研修会を開催

道路管理課

- 平成30年12月20日(木)に奈良県コンクリート診断士会の主催で奈良市のご協力のもと、現地研修会を開催しました。
- 奈良県コンクリート診断士会、県内6市町村、土木事務所職員、道路管理課の職員を含め、総勢42名の参加がありました。
- 平成28年度の定期点検※1でⅢ判定※2と診断された飯合橋(奈良市管理橋梁)について、想定される変状原因、補修計画策定時及び補修工事実施時の留意点について、奈良県コンクリート診断士会よりご説明いただきました。

※1: H26.3に道路法施行規則の一部改正され、橋、トンネル、その他大型構造物の近接目視点検が義務化。
※2: 構造物の部材単位及び施設毎の健全性をⅠ～Ⅳの区分で判定。Ⅲ判定は、早期に措置を講ずべき状態をいう。



現地研修



奈良市川口係長より飯合橋の概要説明



老朽化状況



技術研修

研修を終えて

- ✓ 昨年度の下田橋(五條市)の現地研修会に引き続き、奈良県コンクリート診断士会のご協力により、奈良県及び市町村職員の技術力向上に繋がればということで開催できました。
- ✓ 道路管理課としても、市町村支援・技術支援を行っており、**今後も研修等を通して、県土木職員及び市町村職員の技術力向上を目指したい**と思います。

令和元年度奈良県道路メンテナンス会議活動計画

資料6

R1	道路メンテナンス会議	道路鉄道連絡会議	跨道橋連絡部会	支援研修など
4月				
5月	5/30 近畿管内道路メンテナンス合同会議			
6月				6/21 溝橋の定期点検実務講習会
7月	7/19 R1 第1回 メンテナンス会議			7/4 点検支援技術活用講習会
8月				
9月				
10月	幹事会(時期未定)		跨道橋連絡部会 (時期未定)	
11月				
12月		確認書変更 に向けた調整		
1月				
2月	R1 第2回 メンテナンス会議 (時期未定)			
3月		道路鉄道連絡会議 (時期未定)		

令和元年度の奈良モデルの取り組み

令和元年度の橋梁定期点検は、**垂直補完**で**8町村**、単独は17市町村で実施予定。

【垂直】

8町村
(合計63橋)

高取町

河合町

吉野町

大淀町

下市町

天川村

下北山村

東吉野村

令和元年度の橋梁長寿命化修繕計画策定は、**垂直補完**で**5町村**、**水平補完**で**2市**、単独は16市町村で実施予定。

【垂直】

5町村

明日香村

吉野町

大淀町

下市町

下北山村

【水平】

2市

天理市

桜井市